

認定制度の概要

1 認定の対象学校

認定の対象学校は、市立の小学校及び中学校とします。ただし、これ以外で認定を希望する学校についても認定することとしております。

2 認定の有効期限

認定の有効期限は、認定後3年間とします。

3 認定基準

各学校での取組が、下記の基準に適合している場合認定することになります。

- ① 環境にやさしい学校づくりに向けた環境方針、環境目標、環境行動計画が定められていること。
- ② 環境にやさしい学校づくりに取り組むための体制（それぞれの役割分担）ができていること。
- ③ 環境にやさしい学校づくりのための行動の記録及びその保管がなされていること。
- ④ 環境方針や環境目標、環境行動計画の達成状況を把握し、見直しができていること。

4 認定

各学校からの認定申込に基づき、審査を行い、認定基準に適合した学校については、鹿児島市長が認定証を交付します。

5 審査の種類

各学校の取組状況を確認するために、新規取得時の認定審査と、認定1年後、2年後の継続審査、認定3年後の再取得時の更新審査の3つを行います。

6 事務担当部

認定制度に係る本市の事務担当部署は、市立の小・中学校への普及・促進に関する事務などを教育委員会学校教育課が行い、審査・認定に関する事務などは、環境局環境保全課が担当します。

それぞれの部署が、連携を図りながら事務を行うこととしております。

認定取得までのフロー



